

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主の皆さまへ

『働き方改革推進支援助成金』（テレワークコース） をご存知ですか？

申請期限
2020年
12月1日

労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主様を支援する制度です。

助成対象システム

- 大臣NXシリーズクラウドモデル「大臣NXクラウド」
- クラウド型打刻管理サービス「大臣スマート打刻サービス」



対象事業主様

テレワークを新規※で導入するもしくはテレワークを継続※して活用する中小企業事業主

※1 試行的に導入している事業主も対象となります。 ※2 過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能です。 ※3 派遣先である場合、派遣労働者も対象となります。ただし、その派遣労働者を雇用する派遣元事業主が、その派遣労働者を対象として同時期に同一措置につき助成金を受給していない場合に限りです。少なくとも対象労働者の1人は直接雇用する労働者であることが必要です。

※中小企業事業主の範囲→

AまたはBの要件を満たす必要があります。

業 種	A.資本または出資額	B.常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用が助成されます。

- ・ テレワーク用通信機器（※）の導入・運用
（例）・ シンクライアント端末（パソコン等）
・ VPN装置 ・ Web会議用機器
・ 社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア
・ 保守サポートの導入
・ クラウドサービスの導入
- ・ サテライトオフィス等の利用料 など
・ 就業規則・労使協定等の作成・変更
（例）テレワーク勤務に関する規定の整備
・ 労務管理担当者に対する研修
・ 労働者に対する研修、周知・啓発
・ 外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング 等

「大臣NXクラウド」
などが対象

※シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。

成果目標と評価期間 ※達成状況に応じて支給額が変わります

本助成金の「支給対象となる取組」を実施するにあたっては、以下の「成果目標」をすべて達成することを目指してください。

- ① 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
 - ② 評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする
- 上記「成果目標」を達成したかどうかは、事業実施期間（**交付決定の日から2021年2月15日まで**）中の、1か月から6か月の期間で設定する「評価期間」で判断します。 ※評価期間は申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定します。

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて成果目標の達成状況に応じて助成されます。

対象経費	助成額	成果目標の達成状況	達成	未達成
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 注）契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「評価期間」を超える契約の場合は、「評価期間」の間の経費のみが対象	対象経費の合計額 × 補助率 （上記を超える場合は上限額※） ※「1人当たりの上限額」× 対象労働者数 又は 「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額	補助率	3/4	1/2
		1人当たりの上限額	40万円	20万円
		1企業当たりの上限額	300万円	200万円

※助成内容の詳細や利用方法につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html